

地下式 FV 問題の経緯と問題点

柏崎刈羽原発再稼働の是非を考える県民ネットワーク

- ・ 2013 年、東電の FV 設置と規制委への許可申請に対し、泉田元知事が事前了解がなかったことを問題視。東電から対策の多重化の一環として地下式 FV の設置が示された。
- ・ これらの対策を踏まえた東電の原子力規制委員会への規制基準適合申請にあたって、泉田氏は「新潟県との安全協定に基づく協議後に修正申請を行うこと」「今回申請のフィルタベント設備は地元避難計画との整合性を持たせ安全協定に基づく了解が得られない限り使用できない設備であること」を申請書に書き込むことを東電に約束させた。
- ・ その後、申請書に書き込むことの合理性が指摘・検討され、2017 年、米山前知事と東電との間で修正・再確認され、「事前了解が得られない限り供用できない施設」であることが再確認・明記された。
- ・ これと並行し、新規制基準の策定時には当初明確ではなかったが、地下式 FV は「特重施設」関連施設として位置づけられた。

2. 特定重大事故等対処施設の概要(イメージ)

②



- ・ 特重施設は本体工事認可から 5 年の猶予期間があり、7 号機の特重施設は本体工事認可後 5 年間の猶予期限 (2025 年 10 月) に間に合わず先送りされた。
- ・ 「特重施設」としての FV は猶予期間で先送りだとしても、「泉田元知事 (+ 米山前知事) との約束」としての FV は再稼働の前提条件になる、と考えるべき。
- ・ 現在、地上式 FV はできたが地下式は未完成。上記約束に基づく「事前了解」も出されていなかったが、県は 12 月 23 日付で「事前了解」した。
- ・ しかし、そもそも本年 4 月には完成見込みとされていた 7 号機の地下式 FV を含む特重施設 FV の完成を大幅先送り (特に地下式 FV は自ら約束した施設) し、6 号機の FV

も目途が立っていない状態で、姿も見えない FV と「住民の安全」「避難計画との整合性」を担保できるわけがない（核防護施設なので技術委の検討も制限がある）。

- ・ 6号機の特重施設についての「事前了解」「判断」は、FV が完成する（はずの）2029年9月時点であらためてなされるべき。なお、その「2029年9月」は、来年5月の知事選で選ばれる知事下に県政がある。

<資料:元・前知事文書内容>

- ① 泉田知事「柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請に係る条件付き承認について」（2013.9.26）

柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合審査申請について、下記のとおり条件を付して、承認します。

ただし、ベント操作による住民の被ばくが許容できないと明らかになった場合又はフィルタベント設備の設置に関して東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書(以下「安全協定」という。)第3条に基づく協議が整わないと明らかになった場合は、この承認は無効とします。

記

原子力規制委員会への規制基準適合申請にあたっては、以下の事項を申請書に明記すること

- 1 新潟県との安全協定に基づく協議後に修正申請を行うこと
- 2 今回申請のフィルタベント設備は地元避難計画との整合性を持たせ安全協定に基づく了解が得られない限り使用できない設備であること

- ② 米山知事「柏崎刈羽原子力発電所6、7号機フィルタベント設備について」

(2017.5.31)

平成25年9月26日付条件付承認について、平成29年5月30日付で文書をいただきましたので、下記のとおり確認いたします。

記

- 1 フィルタベント設備については、地元避難計画との整合性を持たせ、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」(以下「安全協定」という。)に基づく了解が得られない限り供用できない設備であること。
- 2 県の了解がないにも関わらず、当該設備を供用した場合は、安全協定第14条に基づ

く適切な措置を講ずることを求めること。

3 安全協定第 14 条に基づく適切な措置を講ずることを求めたときは誠意を持ってこれに応ずること。